



<p>2.組織</p> <p>(1)組織形態</p> <p>(2)商号</p> <p>(3)事業内容</p> <p>(4)設立の方法</p> <p>(5)資本の額及び出資者等 資本の額及び発行する株式の数</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 統一清算機関は株式会社とする。</li> <li>・ 統一清算機関の商号は、「 株式会社」とする。</li> <li>・ 英文商号は Japan Securities Clearing Corporation とする。</li> <li>・ 統一清算機関は以下の業務を行う。 有価証券の売買その他取引に係る清算業務及びその附帯業務</li> </ul> <p style="text-align: center;">清算業務に関連する業務</p> <p>現在、有価証券市場における清算業務を行っている日本証券業協会（店頭市場）（株）東京証券取引所、（株）大阪証券取引所、名古屋証券取引所、札幌証券取引所及び福岡証券取引所（以下「市場開設者」という。）が共同して清算機関を新たに設立し、当該清算機関に清算機能を集約させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 清算機関の資本の額は、3,000 百万円とする。</li> <li>・ 清算機関は、 株を発行する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本店は、東京都中央区に置く。</li> <li>・ 清算業務とは、売買取引の債務引受、計算事務及び決済履行保証等をいう。</li> <li>・ （株）東京証券取引所からの派生商品の清算事務、担保管理事務等の受託を含む。</li> </ul>
--	--	---

<p>株主及び出資比率等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>清算機関は市場開設者の出資により設立することとする。</li> <li>出資比率は、各市場における清算業務の規模に基づき以下のとおりとする。 <table border="1" data-bbox="562 320 1581 419"> <thead> <tr> <th>日証協</th> <th>東証</th> <th>大証</th> <th>名証</th> <th>札証</th> <th>福証</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3.4%</td> <td>86.3%</td> <td>9.5%</td> <td>0.7%</td> <td>0.05%</td> <td>0.05%</td> </tr> </tbody> </table> </li> <li>株式の譲渡には、取締役会の承認を要する。</li> </ul>	日証協	東証	大証	名証	札証	福証	3.4%	86.3%	9.5%	0.7%	0.05%	0.05%	<ul style="list-style-type: none"> <li>清算業務の規模は、内国株券の売買代金をベースに算定。</li> </ul>
日証協	東証	大証	名証	札証	福証									
3.4%	86.3%	9.5%	0.7%	0.05%	0.05%									
<p>(6) 機関 株主総会</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>定時株主総会は、毎営業年度終了後3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要ある場合に随時これを招集する。</li> </ul>													
<p>取締役</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>取締役は9名以内とする。</li> <li>取締役のうち、常務に従事する取締役1名を選任する。</li> <li>取締役の選任は、総株主の議決権の1/3以上を有する株主が出席した株主総会において、その議決権の過半数をもって行う。</li> <li>取締役の任期は、就任後2年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>業務運営において利用者の意見を反映させるとともに公共性・中立性を確保する観点から、参加者代表を含めた社外取締役を選任する。</li> </ul>												
<p>監査役</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>監査役は、常勤監査役1名、非常勤監査役2名程度とする。</li> <li>監査役の任期は、就任後3年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとする。</li> </ul>													
<p>運営委員会</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>清算機関に運営委員会(仮称)を設置する。</li> <li>運営委員会は、清算機関の運営に関する重要事項について、取締役会の諮問に応じ又は取締役会に意見を述べるができる。</li> </ul>													



<p>( 3 )清算参加者の義務</p> <p>4 . 業務</p> <p>( 1 ) 清算対象取引</p>	<p>清算機関の参加者として適切と認められる経営体制及び業務執行体制を有していること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 清算参加者は、清算機関が定める諸規則を遵守するものとする。</li> <li>・ 清算参加者は、清算機関が定める清算基金を預託するものとする。</li> </ul> <p>以下の取引を清算の対象とする。</p> <p>店頭市場 ( JASDAQ )、(株)東京証券取引所、(株)大阪証券取引所、名古屋証券取引所、札幌証券取引所及び福岡証券取引所における有価証券の売買</p> <p>その他、業者間取引等 ( PTS などを含む )、いわゆるストリート・サイドにおける有価証券の売買</p>	<p>意しつつも、リスク管理上の視点及び維持基準との整合を踏まえて決定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所要の口座開設、清算機関との回線接続等を含む。</li> <li>・ 清算基金については、現在の ( 株 ) 東京証券取引所における清算基金制度に準拠する。</li> <li>・ 各市場開設者は、その市場において成立した売買に係る清算業務を行わせる者として、清算機関を指定する。</li> <li>・ 貸借取引等に係る株券等の授受を含む。</li> <li>・ 今後の新商品の増加、参加者ニーズ等を踏まえ適宜対応する。</li> </ul>
--	--	--

<p>(2) 清算業務の概要</p> <p>市場における売買取引の成立と債務の引受け</p> <p>ネットィング</p> <p>証券・資金決済</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各市場は、成立した売買の情報を清算機関に通知し、清算機関は、当該売買について、売買当事者（清算機関に直接参加しない者を除く。）の相手方として債務の引受を行う。</li> <li>・ 清算機関においては、決済日を同じくする売買について、銘柄毎・清算参加者毎にネットィングを行う。</li> <li>・ 売買代金については、清算参加者毎にネットィングを行う。</li> <li>・ 証券の決済は以下のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>(イ) 内国株券及び転換社債券 原則として(財)証券保管振替機構における保管振替制度によるDVP決済により行う。</li> <li>(ロ) 国債 日本銀行における振替決済制度により行う。</li> <li>(ハ) その他証券 清算機関が指定する決済会社を通じて行う。</li> </ul> </li> <li>・ 資金決済は清算機関が指定する銀行（日本銀行を含む）における口座振替により行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市場参加者のうち、清算機関に直接参加しない者は清算参加者に決済を委任する。</li> <li>・ 当日決済取引等、一部については個別（グロス）決済を残置する。</li> <li>・ 異なる手法のDVP決済間、DVP決済と非DVP決済との間はネットィングを行わない。</li> <li>・ 現在、DVP決済未導入の市場もDVP決済に移行する。</li> </ul>
---	---	--

<p>決済履行保証</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 清算機関は、セントラルカウンターパーティとして債務を引き受けた売買取引に関し、決済の履行を保証する。</li> <li>・ 破綻清算参加者に係る決済履行に際し、清算機関自身が破綻した場合システムミックリスクを惹起し証券決済全体に重大な影響をもたらすことになることから、こうした事態に陥ることのないよう、清算参加者から、それぞれのリスクに応じた清算基金の預託を受けるとともに、清算参加者間の相互保証等のロスシェアルールを確立する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現行の違約損失準備金等のデフォルトファンドについては、取引所に留保するが、その目的に鑑み、清算機関における決済履行保証スキームにおいて活用する。</li> </ul>
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発行日決済取引・訂正処理スキーム等、各市場間で取扱いが異なるものについては、市場間で調整のうえ、統一を図る。</li> <li>・ 貸借取引については、証券金融会社による現行の枠組みを基本とし、証券及び資金の授受を清算機関を通じて行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 併せて、円建外債特別取引等、特殊な決済方式を必要とする取引について、廃止を検討する。</li> </ul>
<p>(3) 利用システム</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 清算機関の業務は、設立から当分の間、(株)東京証券取引所の清算システムインフラ(DVPシステム及びWAN(Target)等を含む)を利用して行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 清算機関への参加に伴い不要となるシステム資産に係る処理費用については、各市場において負担する。</li> </ul>
<p>5. 事業計画 (1) 事業年度 (2) 財務の方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</li> <li>・ 清算機関は、経営基盤の安定性・財務体質の健全性の維持を基本として運営されるものとする。</li> </ul>	

<p>(3) 手数料</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中長期的な取扱商品範囲の拡大及びサービス内容の拡充等に要する投資に備え、清算機関の利益は当分の間、内部留保することとし、配当については、経営の安定性、業績等を勘案し実施を検討する。</li> <li>・ 清算機関の収入は、債務引受を行う額等に応じた定率の手数料、清算対象銘柄・清算参加者の維持・管理等に要する定額の利用料及び新規商品の清算に対応するために必要となる一時費用負担金等の清算手数料並びに担保管理業務受託等に係る業務受託料その他手数料を、清算機関の利用者から応益的に徴収することを基本とする。</li> <li>・ 清算手数料は、当分の間、各市場開設者から徴収する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各市場において発生する清算機関の業務開始時の清算機関への接続に要する費用については、別途、各市場において負担する。</li> <li>・ 取引手数料等を含めた全般的な手数料体系の整理、参加者への影響等を考慮のうえ、清算機関利用者から直接手数料を徴収する方式への早期移行に努力する。</li> </ul>
<p>6. スケジュール</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 清算機関は、平成14年11月の業務開始を目途とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成14年央までを目途に、清算機関設立のための準備会社を設立し、所要の手続きを開始する。</li> </ul>

以上